

契約の概要について記載した書面  
(警備業法第19条、施行規則第33条第2号)

令和 年 月 日

( ) 様

東京都品川区大井1-42-2 シルバービル 4F  
株式会社 ライフ・セキュリティ・サービス  
代表取締役 平賀幸仁  
TEL 03-5743-6886 FAX 03-5742-3377

※本警備契約の概要は、次のとおりです。なお業務は警備業として請負ものであり安全上の簡易清掃等の付帯業務を除き、警備員が作業の一部を手伝う行為などをすると、双方法律により罰せられる事案になりますのでご注意ください。(労働派遣法違反)

項	目	内 容
1	警備業務を行う期間	(令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)
2	警備業務を行う日及び時間帯	(基本 : ~ : (1時間の休憩含む) ※別途見積書による)
3	警備業務を行うこととする場所	御社指定現場
4	警備員の人数及び担当業務	( )名の警備員による勤務とし下記の業務を担当する ※業務により異なる
		工事現場での ① 土木工事 ② 建築 ③その他( )に伴う交通誘導
		工事現場付近での ① 土木 ② 建築 ③その他( )に伴う交通誘導
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	交通誘導警備業務の知識及び技能を有する。
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	東京都公安委員会に届け出ている弊社制服を使用する。
7	警備業務を実施する為に使用する機器又は各種資機材	① 赤色灯 ② 警笛 ③ その他(夜光ベスト )
8	警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置	事故等が発生した場合は、直ちに関係機関等へ連絡するほか、事案に即した所要の処置を講じ被害の拡大防止等を図る。
9	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	所定の通信方法により、必要の都度、依頼者に報告する。なお、緊急時には、依頼者の提案する通信方法により、所定の担当者に直ちに報告する。
10	警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額	(1)警備員1日、¥( )円 ※詳細は別紙見積書による
11	上欄の金銭の支払いの時期及び方法	毎月( 日 )締め切り、( 日 )までに三菱UFJ銀行大井支店へ振り込みとする。
		三菱UFJ銀行 大井支店 (普通) 口座No. 1098707 カ)ライフセキュリティサービス
12	警備業務の再委託に関する事項	他警備業者に再委託をする場合は、御社了承を得るものとする。
13	免責に関する事項	①弊社に帰すべき賠償責任の事由がない場合。
		②御社及び御社従業員の原因によって、発生した損害。
		③天災・地変等による災害のほか、別に契約書に定めた事項に該当する場合。
14	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人1億円、対物1億円を限度として賠償する。ただし、1事故につき1億円までとする。
15	契約の更新に関する事項	工事期間が延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。(詳細は警備委託契約書に記載)
16	契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17	契約の解除に関する事項	別途、基本警備契約書による。
18	警備業務に係る苦情を受け付ける為の窓口	弊社管制; 八木 03(5743)6886
19	特約事項	( )様および(株)ライフ・セキュリティ・サービスは 1.自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下併せて「反社会的勢力」という。)でないこと 2.反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと 3.相手方または第三者に対して脅迫的な言動又は暴力を用いること、また偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害または信用を毀損すること 4.自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないこと を表明し保証しなければならない。  前記各号の1つでも該当、または行為が判明した場合は、何ら催告を必要とせず契約を解除することができる。

※ 上記は、締結しようとする契約の概要について記載した警備業法に基づく交付すべき書面であり、契約は別途契約書を締結することによって成立するものとします

締結しようとする警備業務の契約の概要について確認しました。

令和 年 月 日

確認者

印